

福島県教育委員会平成26年9月定例会会議抄録

1 日 時	平成26年9月10日（水） 午後1時00分
2 場 所	教育委員室（県庁西庁舎9階）
3 出席 委員	小野委員長、1番 高橋委員、2番 境野委員、3番 蜂須賀委員、4番 佐藤委員
4 議事内容及び経過	
(1) 開 会	午後1時00分、委員長から9月定例会の開会が告げられた。
(2) 会議録署名委員の指名	委員長から、蜂須賀委員、佐藤委員が会議録署名委員として指名された。
(3) 会 期 の 決 定	委員長より、会期は本日1日とする旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員異議なく決定した。
(4) 記 録 係 の 指 名	委員長から大竹主事が指名された。
(5) 教育長提案理由説明	委員長から教育長に提出事件について説明を求めた。
	教育長から提出議案等について次のとおり概要説明があった。
	（説明概要）
	議案第1号は、平成27年度の県立中学校入学者選抜の基本方針を定めようとするもの。
	議案第2号は、平成27年度の県立高等学校入学者選抜の基本方針を定めようとするもの。
	議案第3号は、平成27年度の県立特別支援学校高等部入学者選抜の基本方針を定めようとするもの。
	議案第4号は、福島県指定重要文化財の指定について諮るもの。
	議案第5号は、平成26年度9月補正予算案のうち教育委員会関係部分について諮るもの。
	議案第6号は、勿来工業高校校舎改築工事に係る工事請負契約の一部変更案について諮るもの。

<p>(6) 会 議 の 非 公 開</p> <p>(7) 議 案 審 議</p> <p>議 案 第 1 号</p> <p>～</p> <p>議 案 第 3 号</p>	<p>議案第7号から議案第10号は、地方公務員法の規定に基づき、教職員に対する懲戒処分を行おうとするもの。</p> <p>議案第11号は、福島県教育委員会表彰規程に基づく平成26年度教育・文化関係表彰の被表彰者を決定しようとするもの。</p> <p>議案第12号は、福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正しようとするもの。</p> <p>議案第13号は、平成27年度の福島県公立学校実習助手及び福島県公立学校寄宿舎指導員採用試験の実施に当たり、採用予定者数について諮るもの。</p> <p>報告第1号は、福島県文化財保護審議会の審議結果について報告するもの。</p> <p>報告第2号は、教職員に対する訓告処分等の内容について報告するもの。</p> <p>ここで、委員長から、本日の審議のうち、議案第1号から議案第4号を除く議案等について、非公開として審議したい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員異議なく決定し、非公開とされた。</p> <p>平成27年度福島県立中学校入学者選抜について（議案第1号）義務教育課長より、平成27年度福島県立高等学校入学者選抜について（議案第2号）高校教育課長より、平成27年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜について（議案第3号）特別支援教育課長より説明があり、以下の質疑応答の後、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>委員長：特に高校のⅠ期選抜とⅡ期選抜についてだが、これまでのシステムで問題は起きてこなかったか。</p> <p>高校教育課長：入学者選抜事務調整会議を開催し、昨年度の入学者選抜における課題や改善点等</p>
---	--

<p style="text-align: center;">議 案 第 4 号</p>	<p>について、関係する中学校や高校の教員、学識経験者等を交えて検討しているが、その中では、昨年度実施した入学者選抜については特に問題はないということで、今年度の入学者選抜についても昨年度と同様の取扱いとさせていただいたところである。</p> <p>委員：高校のⅡ期選抜において、学力検査問題の各問の配点については、各門の標準配点に留意しつつ、各学校の判断により配点ができる、また、特定の教科の学力検査の配点の比重を変える傾斜配点についても、各学校の判断により実施できるとのことだが、このようなことを実際に実施している学校は何校ぐらいあるのか。</p> <p>高校教育課長：各問の標準配点に留意しつつ、各学校の判断により配点ができるということについては、各学校の裁量に任せているところである。特定の教科の学力検査の配点の比重を変える傾斜配点については、昨年度の入学者選抜においては3校3学科で実施している。なお、志願者の自己申告による傾斜配点については、昨年度の入学者選抜においては実施した学校はなく、一昨年度の入学者選抜においては光南高校のみが実施した。</p> <p>福島県指定重要文化財の指定について（議案第4号）、文化財課長より説明があり、以下の質疑応答の後、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>委員：このような素晴らしい文化財を県民が見る機会は非常に少ないと思うが、今回の指定を受けて、県民に対して広く知らせるような予定はあるのか。</p> <p>文化財課長：指定されれば県報に登載することとなるが、すべての県民が県報を見るところではないので、マスコミにも今回の指定について投げ込みを行い、新聞報道等で県民に</p>
--	--

知ってもらおうと考えている。また、文化財課のホームページにも掲載して県民に周知していく。

委員：博物館等で一定期間展示するとか、そのような予定はあるのか。

文化財課長：城絵図については個人所有の物なので、所有者の同意が得られれば、そのようなことも可能であると思う。

委員：城絵図については個人所有のため、なかなか目にする機会がないと思うので、ホームページに掲載する際は、拡大して見れるようにすれば非常に面白いと思う。

委員：審議会に諮問した時と今回とで、左下り観音堂の所有者が異なっているのはなぜか。

文化財課長：審議会に諮問した時点では、会津若松市にある寺を所有者としていたが、所有者をよく確認するよう審議会から話があり、改めて登記事項証明書等で確認したところ、会津美里町の宗教法人が所有者であることが判明したものである。

委員長：指定されることで文化財の保護につながっていくわけだが、指定して終わりではなく、良い方向の街づくりにつなげていけることが理想だと思う。

これ以降の審議については、会議の冒頭で決定されたとおり非公開とされた。

委員長が、平成26年8月定例会会議録の承認を求めたところ、全員異議なく承認した。

福島県文化財保護審議会の審議結果について（報告第1号）、文化財課長より説明があり、了承した。

(8) 前 回 会 議 録 の 承 認
(9) 報 告 事 項
報 告 第 1 号

<p>(10) 議 案 審 議</p> <p>議 案 第 5 号</p> <p>議 案 第 6 号</p> <p>議 案 第 7 号</p> <p>議 案 第 8 号</p> <p>議 案 第 9 号</p> <p>議 案 第 1 0 号</p>	<p>平成26年度9月補正予算案（教育委員会関係部分）について（議案第5号）財務課長より、工事請負契約の一部変更案について（議案第6号）施設財産室長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>福島県公立学校事務職員の懲戒処分について（議案第7号）、職員課長よりわいせつ行為等に係る処分案について説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>福島県公立学校教員の懲戒処分について（議案第8号）、職員課長よりわいせつ行為等に係る処分案について説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>福島県公立学校教員の懲戒処分について（議案第9号）、職員課長より体罰等に係る処分案について説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>福島県公立学校教員の懲戒処分について（議案第10号）、職員課長より体罰等に係る処分案について説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>ここで、委員長から暫時休議が告げられた。</p> <p>午後3時26分、委員長から委員会の再開が告げられた。</p>
<p>(11) 議 案 審 議</p> <p>議 案 第 1 1 号</p> <p>議 案 第 1 2 号</p>	<p>平成26年度教育・文化関係表彰について（議案第11号）、職員課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について（議案第12号）、高校教育課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p>

<p>議案第13号</p>	<p>平成27年度福島県公立学校実習助手採用予定者数及び平成27年度福島県公立学校寄宿舎指導員採用予定者数について（議案第13号）、高校教育課長及び特別支援教育課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p>
<p>(12) 報告事項 報告第2号</p>	<p>訓告処分等について（報告第2号）、職員課長より説明があり、了承した。</p>
<p>(13) 次回の日程</p>	<p>平成26年10月17日（金）午後1時30分に定例会を開催することが決定された。</p>
<p>(14) 閉会</p>	<p>午後4時8分閉会となった。</p>